



寄稿

意匠保護制度の現況

弁理士
吉田 親司

- 目次 -

はじめに

1. 日本の意匠登録制度
2. 米国の意匠特許制度
3. 欧州共同体意匠制度
 - (1) 共同体意匠登録の特徴
 - (2) 登録共同体意匠によるブランド戦略
 - (3) 意匠の国際登録に関するヘーグ協定
4. アジア諸国の意匠保護制度
 - (1) アセアン諸国等
 - (2) 中国
 - (3) 台湾
 - (4) 韓国
5. 意匠登録制度の利便性の向上
 - (1) 画像デザインの保護
 - (2) 微細なデザインの保護
 - (3) 新規性喪失の例外
 - (4) 出願意匠図面の拡大化
6. 21世紀の意匠登録制度の模索
 - (1) 先駆的デザインの保護
 - (2) 欧州共同体意匠型制度の導入

おわりに

はじめに

2002年7月1日を以って特許庁を辞し、直ちに弁理士となりました。現在、特許庁の隣のUBEビルに所在する鈴榮特許総合法律事務所に勤務しています。昭和48年に入庁後29年3月の間、意匠の審査・審判の業務に従事するとともに、多くの意匠施策に関与させていただき

ました。そのこともあって、特許懇編集委員の方より、近年の産業財産権を取り巻く環境の変化についての原稿依頼を頂きました。まだ短い1年半の実務経験ですが、昨年は年間300件を超える国内意匠出願、また20数カ国に跨る300件以上の外国意匠出願に携わることができました。その実務経験を通して、意匠法の改正及び意匠行政・施策を振り返りつつ、日本及び諸外国の知的財産制度環境の変化について述べさせていただきます。

1. 日本の意匠登録制度

我が国の意匠登録制度を振り返って、最も大きな出来事は、昭和34年意匠法の施行後約40年を経て、平成10年5月に旧意匠法が改正され、平成10年改正意匠法が平成11年1月1日に施行されたことです。次に、電子出願の導入及び審査周辺業務の機械化を挙げたいと思います。また、その機械化によるペーパーレスシステムの導入により、審査・審判の早期化が実現し、意匠登録制度が有効に機能するようになっていきます。出願する側に立ち、外国からの優先権主張を伴う緊急出願を受けた際に、午後22時まで電子出願が受け付けられることによって幾度か窮地を脱することができました。

ところで、意匠法の主な改正点は、創作容易性水準の引き上げ、部分意匠制度の導入、類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設、及び意匠の表現方法についての願書・図面記載要件の多様化・簡素化等です。この項におきましては、関連意匠制度について述べさせていただきます。部分意匠制度については、2.の「米国意匠特許」の項で述べたいと思います。

関連意匠制度は、デザイン開発の過程で、一つのデザインコンセプトによって創作されたバリエーションの意

匠について、同日に同一の出願人からされた場合に限り、本意匠と同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能とすることを目的として創設されました。旧意匠法の類似意匠登録制度の下においては、パリエーションの意匠が、独立の登録意匠（本意匠）か類似意匠の意匠登録かにより、その権利の効力範囲に違いが生じていましたが、関連意匠制度の創設によって全ての登録意匠が平等な権利となりました。

しかしその一方において、関連意匠の意匠登録出願の日を、本意匠の意匠登録出願の日と同日に限定したことにより、出願人及びその代理人に新たな負担が生じています。

先頃、企業のデザイナー及びその企業の知的財産部の方と、プロジェクトチームによって開発された新しいモデルの意匠について、意匠登録出願を検討する機会がありました。その検討内容は、基本意匠（本意匠）の決定及びその関連意匠の選択、また、その意匠の創作の要部となる部分についての部分意匠の出願です。関連意匠の選択においては、将来のモデルチェンジの方向、他社からの模倣の可能性等を検討します。また、近年は創作の要部についての出願に重きが置かれており、部分意匠とその部分意匠の関連意匠出願が主となり、全ての出願が部分意匠の出願ということもあります。そうして長時間の検討を終えますが、他社からの模倣の可能性等の予測は困難であり、結局、その際の出願すべき意匠は10数件、若しくはそれ以上となります。

そして、意匠登録出願の対象となった意匠について、図面を作成することになりますが、現行の制度のもとでは、これらの出願を全て揃えて、同日に出願しなければなりません。10数件の意匠図面を一度に作成することは容易なことではなく、相当の期間を必要とします。この間、他社に先を越されるリスクも負いかねません。

平成14年の意匠登録出願件数37,230件に対し、関連意匠出願件数は、6,832件であり、全体の18.4%を占めています。しかし、旧法時代の類似意匠登録出願に比べてその占める比率は決して多くは有りません。関連意匠の出願が増加しない原因がこのような点にあると思います。関連意匠の意匠登録出願については、同日に限定することなく一定の出願猶予期間（例えば、新規性喪失の例外の期間と同等の期間、本意匠が登録査定になるまでの期間等）を設けて、その利便性の向上を図る必要があります。

2. 米国の意匠特許制度

経済を輸出に依存する日本の企業にとって、米国は最大のマーケットであり、市場における優位性の確保のために米国意匠特許を得ることは必要不可欠です。当事務所においても多くの米国意匠特許出願の依頼を受けています。米国意匠特許出願に携わって感じることは、その背景にある先発明主義と創作者保護の思想です。このことを念頭において、米国の破線実務（ブロークンライン・プラクティス）と我が国の部分意匠登録制度との特質について述べたいと思います。

我が国の部分意匠の登録制度と米国意匠特許制度の破線実務は、意匠に係る図面が実線と破線で描かれている点において一見似通った制度のように見えますが、全体観察を基本として類否判断がなされる日本の意匠登録制度と、創作された部分をクレームし、そのクレームされた部分について非自明性・進歩性の判断がなされる米国の意匠特許制度とは、特に、登録要件の判断及び権利範囲の解釈において大きな相違があります。

まず、我が国では、部分意匠の出願においては、願書の「意匠の説明」の欄への記載が必須ですが、米国では願書に記載する必要はなく、図面についての記載欄に破線部分は意匠のクレームを構成しない旨の記載をすれば足ります。この記載がない場合でも破線部分はクレームの範囲外とされ、審査において破線部分はほとんど考慮されず、侵害事件において考慮されるに止まります。一方、我が国の類否判断においては、破線部分は意匠登録を受けようとする実線部分の「位置、大きさ、範囲」を定め、類否判断の重要な要素とされています。

そして、日米の部分意匠制度の本質的な相違は、米国特許庁から米国意匠特許の許可通知が発送された後に顕れます。それは許可通知書の発送後、米国代理人から発行費の支払い期日及び発行費支払い前の考慮事項についてのレターが届いた時です。我が国についていえば、登録査定後は、概ね料金納付という運びになりますから、今更何の考慮事項かという違和感があります。

その考慮事項中、まず先発明主義の思想が顕れるのは、「明細書に開示された創作であって、本意匠特許出願又は他の出願にクレームされていない創作があれば、その創作について分割出願をすることができます。」という記載です。すなわち、意匠特許の許可通知後において

分割出願をすることが可能ということです。許可通知後に、全体意匠の部分についての分割出願が認められています。我が国においては、登録査定後の分割出願、また、一意匠と認められる全体意匠及び完成品の分割出願は認められていません。

次の考慮事項は、「本願で適切にカバーされていない創作について、最近新たな開発がありましたか、若しあればその開発を含めるために一部継続出願を行うことができます。」という記載です。すなわち、審査が完了しても、許可通知後、発行費の支払い前であれば、新規事項の追加が可能ということです。一方、我が国においては、意匠登録出願後の補正による新規事項の追加は要旨変更とされますし、登録査定後の補正は認められていません。

ここで具体例を紹介いたします。先にお話しました新しいモデルのデザインについては、全体意匠と部分意匠、またそれらの関連意匠10数件をまとめて意匠登録出願しましたが、これらの10数件の意匠登録出願について、日本を第1国出願とする優先権を主張して、米国意匠特許出願の依頼を受けました。その際、米国においては、単一のクレームとして捉えられる範囲内のものであれば、1出願の中に複数の意匠を含めることができますので、前記全体意匠、部分意匠、それらの関連意匠を3件の米国意匠特許出願に併合して出願しました。その結果について、本意匠と関連意匠をまとめたものは、単一のクレームの範囲内とされましたが、同一の意匠であっても、全体意匠と部分意匠を含んだものについては限定要求を受けました。この拒絶理由通知に対しては、その時点において単一のクレーム内の意匠に限定し、その後、特許許可通知を受けた際に、残りの意匠について分割出願をしました。

日米の部分意匠の実務を通して、日本の意匠登録出願と米国の意匠特許制度の特質を述べてきましたが、米国に特徴的な制度は先発主義に起因していると考えられます。日本は先願主義を採用し、出願後の意匠の補正、権利範囲の変動に厳しく、意匠権の範囲の明確化に重点が置かれています。一方、米国は、創作者による出願が基本であり、企業が出願する場合においては譲渡書が必要であり、その他、宣言書、情報開示陳述書（IDS）の提出等、自らの創作であることの立証に厳しく、創作が確定していれば、その後の権利化の態様については、相当の自由が認められています。と

きには、米国代理人より、許可通知後であっても、その意匠特許について意匠権侵害の可能性がある場合には、継続審査手続きを行うと共に、侵害意匠に対して、強いクレームに変更すること（部分意匠の破線部分の変更）を勧められます。

3. 欧州共同体意匠制度

2003年4月1日に欧州共同体意匠規則が施行され、1件の共同体意匠出願で、欧州共同体加盟国（イギリス、ドイツ、フランス、イタリア等15カ国、2004年に、チェコ、ハンガリー、ポーランド等新たに東欧10カ国が加盟予定）において登録共同体意匠を得ることができるようになりました。登録共同体意匠は、5年毎の更新により最大25年間の独占権を得ることができます。昨年、当事務所においては、共同体意匠出願を30件程行いましたが、その一方で欧州各国への出願は皆無となりました。当事務所の欧州諸国への出願は半減の状態です。この事情は欧州代理人にとって大きな痛手であり、昨年は年明けから多くの欧州代理人の営業訪問を受けました。共同体意匠についての欧州の代理人のキャッチフレーズは、そのほとんどが「早い！安い！簡単！」というものです。

（1）共同体意匠登録の特徴

具体的には、まず、意匠の保護対象が広いことです。欧州共同体意匠規則には、「意匠とは、製品全体又は部分の外観を意味する。外観の特徴となり得るものは、例えば、線、輪郭、色彩、形状、質感、表面構造、及び/若しくは製品自体の素材に起因するもの並びに/又はその装飾に起因するものである。したがって、製品それ自体を保護するものでなく、製品の装飾を保護するものである（共同体意匠規則3条（a））。また、「製品とは、工業品又は工芸品を意味し、とりわけ、包装、装丁、グラフィックシンボル及びタイプフェイスを含む（同3条（b））」と定義されています。

次に、共同体意匠出願は、スペインのアリカンテのOHIM（域内市場調和庁）に、手数料（出願料及び登録発行費）と共に、願書及び意匠図面を提出しますが、ロカルノ分類が共通する場合には、複数の意匠を一出願に含めることができます。

さらに、出願から2～3カ月で、方式審査（登録す

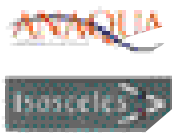


図1



図2



図3



図4



図5

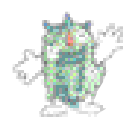


図6

ることができない意匠等の限定された実体審査)を経て登録されること等です。

そして、最も驚かされることは、権利行使において物品の制限が無くあらゆる製品に意匠権が及ぶことです。例えば、日本の意匠法においては、自動車の意匠を創作して乗用自動車(意匠分類G2 - 210)の意匠権と自動車おもちゃ(同E1 - 6310)の意匠権を取得したい場合には、それぞれの意匠毎に意匠登録出願をしなければなりません。共同体意匠においては、製品の表示を自動車(ロカルノ分類12 - 08)として共同体意匠登録の意匠権を取得すれば、異なるロカルノ分類に属する自動車おもちゃ(同21 - 01)に対しても、その意匠権の効力が及びます。敢えて製品の表示を自動車おもちゃとしての別個の共同体意匠出願を行う必要は有りません。

なお、この点については、共同体意匠規則36条6項に、「製品の分類は、管理上の目的にのみ供され、その意匠自体の保護範囲に影響を与えるものではない。」と規定されていることから明らかです。

(2) 登録共同体意匠によるブランド戦略

欧州共同体意匠制度は、欧州共同体商標制度と融合して新たな展開を見せています。現在、登録共同体意匠はインターネットで見ることができますが、製品の表示を、ロゴス、グラフィックシンボル、キャラクターとして、図1ないし図6のような意匠が登録されています。

ところで、知的財産戦略大綱には、「魅力あるデザインやブランドを活用して、より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するための具体的方策について、意匠制度、商標制度のあり方を含め、2005年度までに結論を得る」と述べられています。従来ブランドという言葉は、商品やサービスの出所を表示するトレードマーク(商標)として捉えられていましたが、ここにおいては、ブランドとは、自社の製品等を他社の製品等と差別化又は識別化するために形成した有形

無形の財産とされ、製品のデザインもブランド戦略の重要な要素とされています。米国や欧州においては、商品形態(製品形態)がその使用によりトレードドレスを生じた場合、商標法や不正競争防止法により何らかの保護がなされています。

一方、我が国においては、商品形態は、長期間独占して商品に使用され、又は短期間であっても強力に宣伝され、その形態が極めて特異性があることによってその形態自体が出所表示の機能を備えるに至ったような場合には、不正競争防止法の保護対象とされていますが(不正競争防止法第2条第1項第1号)、その保護の要件としての周知性(周知の商品ないし営業表示であること)の立証のハードルが高く(なお、不正競争防止法は、他人の商品の形態を模倣した商品を取引に置く行為も不正競争行為としています)、この保護は、3年を経過したものは除かれますので、ブランドの保護には繋がりません。不正競争防止法第2条第1項第3号)また、平成8年改正において導入された立体商標制度においては、商品の立体形状そのものの登録は稀であり、立体形状が文字商標、図形商標と結合した場合の登録に止まっています。

この我が国の現状に対して、登録共同体意匠においては、例えば、図7及び図8のような容器の意匠(パッケージデザイン)について登録共同体意匠を取得し、その後の使用及び宣伝活動によって、トレードドレスが発生した場合、立体商標として登録することがブランド戦略として効果的です。



図7



図8

企業のブランド戦略として、イメージアップに繋がるデザイン、製造主体を想起させる製品デザインの開発を促進させるとともに、このようなデザインについては、登録共同体意匠を取得し、その意匠の市場化によってトレードドレスを獲得し、立体商標の商標権を取得することが有効と考えます。

また、立体形状のみならず標章（図形商標及び図案化された文字商標）も、前記したように共同体意匠として登録されています。そのメリットとしては、商標のように指定商品毎ではなく、権利が及び製品の限定がなく、その効力も全体的印象が異なる限りあらゆる製品に及びこと、侵害の要件として商標の使用態様での使用が要求されないこと、例えば、標章（商標）を製品（衣服等）の前面に大きく表わすような意匠的使用に対しても権利侵害が成立すること、商標のように実際に使用しなくても、権利が取り消されることがないこと等が挙げられます。欧州代理人も標章について、登録共同体意匠の取得を勧めています。欧州代理人の強力な宣伝活動もありますが、2003年11月において、8,314件（31,787意匠）の共同体意匠出願があり、既に、16,443件の登録共同体意匠が発生しています。

（3）意匠の国際登録に関するヘーグ協定

欧州共同体意匠規則が施行されたことによりヘーグ協定（1960年ヘーグアクト）の行く末が案じられます。ヘーグ協定は、パリ条約加盟国を対象とする意匠の国際寄託制度であり、1991年から7回の専門家委員会が開催され、審査主義国との調整を図るヘーグ協定ジュネーブアクトが1999年7月2日に採択されています。現在、欧州の無審査主義国を中心に33カ国が加盟していますが、日本、米国、英国、韓国等主な審査主義国は加盟していません。当事務所においても、数年前に国際寄託を行って以降、近年国際寄託の依頼は有りません。

ところで、共同体意匠とヘーグ協定には、共同体意匠は方式審査を経て登録されますが、ヘーグ協定は審査主義国を一部包含し、審査主義国においては、6ヶ月の審査期間が認められ権利の発生が留保される点、共同体意匠は、保護対象、登録要件が欧州共同体意匠規則に規定されていますが、国際寄託は、指定国の国内法に委ねられている点、国際寄託の登録無効は各国毎に行なわれますが、欧州共同体登録意匠の登録無効は、OHIM

無効部に無効宣言申請を行うことによってでき、OHIM無効部において無効とされた登録共同体意匠は、欧州共同体における全ての意匠権を失うこととなる点等に大きな違いがあります。

総じて見ると意匠保護制度としては、共同体意匠制度の方が簡明であり、出願料金及び登録料金も安く、一方、国際寄託は無審査主義国と審査主義国との調整規定が複雑であり、欧州共同体意匠規則が発効した現段階において、意匠の国際的な保護制度とする道は、ジュネーブアクトの精神をさらに進めて審査主義に統一するべきと考えます。そうして米国、日本、英国、また、アジアの審査主義国が加盟することによって、日本企業の利用者が増加すると思料します。

4. アジア諸国の意匠保護制度

（1）アセアン諸国等

平成4年4月に、特許庁のアセアン諸国における工業所有権制度の実態調査、及び、我が国に対する要望事項・協力ニーズの調査団に参加させていただきました。その翌年には、中国・台湾・香港における同様の調査に参加いたしました。この調査を通じて記憶に残っていることは、各国の工業所有権関係者が、制度・行政面の協力及び制度の普及を我が国に期待され、特に、人材育成を強く望まれていたことです。この調査は、その後の途上国関連研修生の受入れ、途上国への関連専門家派遣等に結実いたしました。特許庁意匠課においても、これらの国々から延べ30名近くの研修生を受入れ、また、中国、タイ、フィリピン、インドネシアの他、新たにベトナム、モンゴルへも意匠審査官が派遣されました。

その当時と比較しますと、その後インドネシアにおいて、2001年6月14日に意匠法が施行されました。方式審査を経て、出願日から3ヶ月間公開されて公衆審査に付され、異議がなかったとき登録される意匠制度です。ベトナムにおいては、民法の改正により、1996年7月1日から実体審査制度が導入されています。フィリピンにおいては、新共和国法が1998年1月1日に発効し、先発明主義が廃止され、意匠には公告異議申し立て制度が導入されています。タイは、アセアン諸国では、最も審査に熱心な国であり、多くの研修生を意匠課に受入れています。また、審査官の派遣も数度に及んでいます。タイ

の出願件数は、近年年間約3,000件に届く勢いです。また、その審査に当たっては、登録された我が国意匠出願に係る審査結果情報を、タイ知的財産権局に提供する施策が進められています。

(2) 中国

中国は改革開放政策にともなって目覚ましい産業発展を遂げ、知的財産権制度についても飛躍的に発展しています。当事務所における中国への意匠出願は米国に次いで多く、依頼の際には同時に、香港、台湾、韓国への出願もあります。近年のアジアへの出願の中心は中国に移行しており、中国の意匠出願件数は2002年において、79,260件に昇り、今日までに受理した総件数は約34万件に到達しています。また、意匠（外觀設計）は、特許、実用新案、意匠の総件数の31%を占めています。

中国では、2001年7月1日に改正特許法が施行されました。改正特許法においては、特許再審査委員会の意匠権無効又は意匠権維持の決定に不服があるとき、通知を受領した日から3カ月以内に裁判所に起訴することができるようになりました（中国特許法46条2項）。

最近、新聞紙上にも掲載された本田技研工業株式会社が所有する小型モーターバイクの意匠権に関する登録無効事件は、特許復審委員会と北京市中級人民法院が、無効理由の引用意匠と類似するとして無効宣告または無効宣告の決定を維持したのに対し、北京市高級人民法院が無効審決を取り消した事件です。中国では、この事件を契機として、類否判断の主体について活発な議論がなされています。

北京市高級人民法院の判決以前、意匠の同一及び類似の判断（中国特許法23条）は、一般的な消費者が関心を寄せる部分を要部とし、その消費者を念頭において意匠を全体観察し、混同するか否かによって判断する手法が採られていました。しかし、高級人民法院の類否判断は、この種の物品のように、製品が複雑で消費者が関心を寄せる外觀設計の要部が比較的多いものについては、まず要部を比較し、その後全体観察を行い総合的に判断する手法を是としています。また、類否判断の主体についても、単に一般的な消費者とするのではなく、その製品に関する一般的な知識、素養、認知能力を持つ者としており、我が国の当業者までの専門性は要求されず、一定の情報を有する消費者（共同体意匠の独自性判断の

主体である「情報に通じた者（informed user）」に近い。）としています。

我が国においては、類否判断が委ねられるのは、審査官、審判官、裁判官ですが、法目的に照らしどのような者（主体）を基準に判断するかは、権利を形成する上での類否判断の場合と、意匠権侵害事件の場合とでは異なっているのが現状です。審査、審理における類否判断の主体は、審査、審理をして意匠権を付与するか否かを決定し、意匠権者に独占的な排他権を与えるものであり、他方、意匠権侵害事件は、意匠権者が取得した意匠権の類似の範囲を判断し、侵害行為を抑止するものであり、その判断の基礎が異なるからです。

また、意匠権を付与するか否かを判断するには、出願意匠について、先の公知意匠にない形態（同一若しくは類似しない形態）を抽出し、出願意匠の意匠の価値を、先行意匠と衡量し決定するものであり、審査、審理の重点は、同一若しくは類似しない形態を見出すことに重きが置かれており、類否判断の主体を特定する必要性はさほど有りません。したがって、拒絶査定、審決に類否判断の主体が記載されることは稀であり、記載される場合においても、「看者」という抽象的な主体を判断主体としています。

しかるに、意匠権侵害事件の場合は、一般需要者が、意匠権に係る意匠と意匠権侵害として提訴された意匠とを、混同して購入するか否かの観点が重視される傾向にあり、類否判断の主体は、一般需要者（消費者）、取引者（中間業者）となるのが通例となっています。

(3) 台湾

今日、生産拠点が台湾から中国に移っていますが、多くの顧客には、台湾への意匠出願は未だに重要との認識があります。特に、電子機器や半導体、光電変換素子等、電子部品の意匠権の取得に力が注がれています。

ところで、台湾の特許法によれば、「出願意匠が、その分野の技術を熟知している者が容易に思いつく創作であるときは、前項に記載される事実がなくとも、本法によって意匠登録を受けることができない（専利法107条2項）」と規定されています。台湾に出願した場合、相当の比率でこの規定により初審拒絶査定を受けます。台湾の代理人によれば、この規定は、日本の意匠法の創作性の規定、あるいは、米国特許法の非自明性の規定に相当するとされています。台湾では、引用意匠と非類似で

容易に思いつかない意匠は、進歩性又は創作性がある意匠とされ、実務上は、進歩性及び創作性を含めた概念として、日本と同様に創作性という用語が用いられています。

(4) 韓国

韓国における意匠権の取得は常に重要です。近年出願が急増しているということはありませんが一定の意匠出願があります。韓国の意匠法は、近年2年毎に改正がなされて、あらゆる意匠施策・制度が導入されており、意匠制度の実験場の感があります。

1995年の改正において、意匠出願公開制度が採り入れられました。1997年には、流行性の高い例えば織物地等の短ライフサイクル物品に対して、一部無審査登録制度及び登録後の異議申立制度が導入されました。また、無審査登録対象品目に限り同一中分類の範囲内につき20以下の意匠を一出願に含めることができるようになりました。2001年の改正では、部分意匠制度、及び部分意匠制度の導入に伴い先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外規定が創設されました。

5. 意匠登録制度の利便性の向上

日常多くの顧客と接する中で、顧客が我が国の意匠制度に期待する点について述べます。

(1) 画像デザインの保護

情報化社会においては、グラフィカルユーザーインターフェイス（GUI）等の画像デザインの重要性が高まっています。特に、携帯電話、各種の携帯情報端末、インターネットのウェブサイト、カーナビゲーション等において、ユーザーは、液晶画面表示を通じて多様な情報を入手し、その理解、判断を通じて機器を操作します。今日あらゆる物品が飽和状態となり、新しい物品のデザインの創出が困難な時代、また、物の製造が、中国やアジア諸国に移行する時代においては、物品に囚われない、いわゆるソフトデザインが重要となっており、そのデザインの保護が重要と考えます。

画像デザインは、需要者のニーズの抽出から始まり、表示画面のコンセプトを構築し、その機能性、レイアウト、見やすさ等の使い勝手を考慮し、また、その安全性、メンテナンス等を総合的に評価してデザインが完了す

るものであり、それに要する開発費用は膨大であり、特許に限られることなく意匠制度によっても保護がなされるべきと考えます。

(2) 微細なデザインの保護

超微小技術（ナノテクノロジー）は、21世紀の技術として期待されています。微小医療ロボット、微小組立装置、また、近年はナノ素材と呼ばれる分野が注目されており、半導体、表示素子、医療分野等の利用が期待されています。意匠法には、視覚を通じて美感を起させるもの（意2条）との規定がありますが、肉眼では視認できないものでも取引の場において、顕微鏡等によりデザイン（意匠）を確認できるものであれば、意匠の保護対象とし得るのではないかと考えます。

半導体素子、光電変換素子等の形状及びその部分意匠についての保護のニーズがあり、特許で保護できる場所もありますが、具体的な形態について、意匠の保護対象とすることも有効と思量します。

(3) 新規性の喪失の例外

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因した場合の「新規性の喪失の例外」の規定（意4条2項）の適用を受ける場合、その旨を記載した書面を提出しなければなりません（意4条3項）。国際的に見れば、このような書面を必要とする規定を有する国はなく、6ヶ月若しくは12ヶ月の新規性喪失の猶予期間を定めているのが普通です。

そこで、意匠制度の国際化、簡素化、意匠出願費用の削減（代理人の費用を含む）の観点から、前記書面の提出義務（意4条3項）の廃止を検討すべきと考えます。

(4) 出願意匠図面の拡大化

最近の出願意匠図面はCADで作成します。デザイナー及び知的財産担当者の会合では、デザインについて検討する際モックアップで行い、出願の依頼を受けるとそのモックアップをデジタルカメラで撮影し、その電子情報を基にCADによって意匠図面を作成します。その際問題となるのが、電子出願できる図面が小さいということです。デザイナーは、微妙なデザイン上の曲線、製品の面取り部分、部材の接合部分のディテール、小さな空間等の表現について、デザイン上重要視しています。しかし、現在の電子出願の図面の大きさでは、

デザイナーの意図するデザインの表現ができません。近年、デザイナーは、職務創作の意匠について、対価請求する道が開けつつあることもあり、意匠公報に記載される自らの意匠及びその意匠表現（図面）に大きな関心を寄せています。

6. 21世紀の意匠登録制度の模索

日本、米国、欧州、アジアの順に、弁理士実務を通して意匠保護制度の現況を述べさせていただきましたが、世界の意匠保護制度は、その国の成り立ち、伝統、産業政策等の社会背景によって様々です。概していえば、欧州は東欧諸国を含めて、「早い！安い！簡単！」が謳い文句の登録共同体意匠に統一されるでしょう。アジア諸国は、世界の工業製品の生産国と成るとともに、意匠保護は審査主義に徐々に移行していくと思量します。

(1) 先駆的デザインの保護

さて、我が国の意匠登録制度の将来ですが、2003年5月31日の日本経済新聞に、「商品デザイン権利保護強化」との見出しで、「経済産業省は自動車や家電などの製品デザインについて、開発した企業や製作者の権利を保護する体制を強化する。」との記事がありました。今日、新意匠法の施行から5年目の年を迎えてその評価がなされています。確かに、創作性の高い意匠の創作に我が国のデザイン活動を誘導することを目的として、創作容易性の判断基準が引き上げられました（意3条2項）。

しかしながら、先駆的デザインの保護、その意匠を最初に開発した企業の保護がなされているかといえば、必ずしもそうとは言えないところがあります。

例えば、関連意匠の意匠登録出願の日を、本意匠の意匠登録出願の日と同日に限定したことにより、自己の登録意匠によって自己の後願の意匠が拒絶査定となり、旧法のように類似意匠の意匠登録が受けられないことが挙げられます。旧法時において、意匠権侵害の意匠が、その後の自己の類似意匠に最もよく似ているという例はよくありました。それは自己の類似意匠が完成された意匠であり、市場に受入れられた意匠であることが多いからです。それは、現行法においても同様であり、自己の登録意匠によって拒絶査定となった自己の後願の意匠に、

意匠権侵害の意匠が最も似ているということがあります。この場合、自己の本意匠によって意匠権侵害を提訴するしか方法がありませんが、自己の本意匠と意匠権侵害の意匠とが類似していない場合には、大きな不利益が生じます。

また、部分意匠制度の導入に伴って、先願の意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠については、新しい意匠を創作したものとすることはできないことを趣旨とする規定（意3条の2）が新設されたことです。この規定は、先願の意匠の出願人と後願の意匠の出願人が異なる場合は、その規定の趣旨通りなのですが、先願の意匠の出願人と後願の意匠の出願人が同人の場合には、必ずしもその制度趣旨が生かされているかという疑問を感じます。それは、特許許可通知後に部分について分割出願できる米国意匠特許を思うに付け厳しすぎるように思います。

さらに、米国意匠特許の非自明性の判断には、二次的考察として、出願意匠が市場において商業的成功を収めている場合、また、他人がその意匠を模倣している事実が明らかな場合には、非自明性の要件が有利に判断されます。先発メーカー、先駆的デザインの開発者に有利な判断基準と思量します。前記の「開発した企業や製作者の権利を保護する体制の強化」には、米国意匠特許制度に見られる創作者保護の観点が重要であると考えます。

(2) 欧州共同体意匠型制度の導入

次に思うことは、我が国の意匠の審査が、意匠登録出願の対象となる1万を超える意匠に係る物品に対して、均等な審査を遂行しようとするものの限界です。厳格な審査を維持することが、画像デザイン、グラフィックシンボル、キャラクター等、物品との結びつきが希薄な意匠の保護の道を閉ざしているのであれば、欧州共同体意匠型の制度を導入するべき時が来ていると思量します。

おわりに

以上、日本、米国、欧州、アジアの順に現況を述べさせていただきましたが、概況に止まってしまいました。また、我が国の意匠登録制度に感じる問題点、また、21世紀の意匠登録制度を模索させていただきましたが、

感じることを述べることは易しくても、我が国の意匠登録制度を、21世紀の産業の発展、豊かな生活の維持・向上に寄与するように運用することには、多くの困難が伴うと思います。意匠登録制度を外から支えるものとして、意匠審査・審判、意匠行政に携わられる方々のご尽力、ご活躍を期待いたします。

本稿の執筆にあたり、下記の図書、雑誌によって事実確認をさせていただきました。

特許庁総務部総務課 工業所有権制度改正審議室編
「平成6年改正、平成8年改正、平成10年改正、工業所有権法の解説」社団法人 発明協会発行
小谷悦司、今道幸夫、梁 熙艶共編
「改正中国特許法」財団法人 経済産業調査会出版部発行
鈴榮特許総合法律事務所編「アメリカ特許の実務」
社団法人 発明協会発行
水野みな子監修 「欧州共同体意匠マニュアル」
AIPPI・JAPAN発行
米国版 Carl Heymanns Verlag KG 発行
AIPPI OHIM 商標 - 意匠セミナー報告
テーマ OHIMの商標 - 意匠の概要 / 両制度の現状 -
今後の動向 日本からの利用について
社団法人 日本国際知的財産保護協会主催
DESIGN PROTECT編集委員会編集
「DESIGN PROTECT」No.53～No.59 社団法人 日本デザイン保護協会発行
意匠権活用実態海外調査及び研究のための委員会編
「意匠権活用実態海外調査及び研究のための委員会報告書」
平成11年3月 社団法人 日本デザイン保護協会発行
特許庁総務課編集
「とっきょ」平成4年8月15日発行 No.240
社団法人 発明協会発行

Profile

吉田 親司 (よしだ ちかし)

2002年7月9日弁理士登録

1973年～1997年

特許庁審査業務部、電子機器、情報機器、産業機器、民生機器において審査に従事

1997年～2002年

審判部審判長・部門長を歴任

1980年 ヨーロッパ諸国デザイン保護の調査のため英国留学

2002年7月～

鈴榮特許総合法律事務所に勤務

